

◇ とん税・特別とん税

1 とん税 (外国貿易船の開港への入港に課する)

〔とん税法〕
昭和39年4月1日施行

- (1) 開港への入港ごとに納付する場合…純トン数1トンまでごとに16円
- (2) 開港ごとに1年分を一時に納付する場合…純トン数1トンまでごとに48円

2 特別とん税

(地方公共団体に財源を譲与するため、外国貿易船の開港への入港に課する)

〔特別とん税法〕
昭和39年4月1日施行

- (1) 開港への入港ごとに納付する場合…純トン数1トンまでごとに20円
- (2) 開港ごとに1年分を一時に納付する場合…純トン数1トンまでごとに60円